

令和4年度誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 (学校体育施設の有効活用推進事業)

審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で得点が高いものについて採択案件に決定する。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の評価項目毎に絶対評価で行うものとし、評価基準による5段階評価等を行い、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

なお、得点が36点に満たない場合は不合格とする。

【評価項目】

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を効果的に遂行するための専門知識を有し、かつ類似業務・分野の実績等を有していること。【重点評価項目】

2 事業内容に関する評価

- (1) 事業の目的、条件、内容を理解し、国の施策と整合性のとれた内容となっていること。【重点評価項目】。
- (2) 事業の内容・方法・スケジュール等が具体的に設定され、適正性、合理性に優れていること。【重点評価項目】
- (3) 学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用する仕組みについて、具体的な検討がなされていること。【重点評価項目】
- (4) 学校体育施設の有効活用を推進する上での想定される課題やそれに対する対応策について、具体的な工夫がなされていること。【重点評価項目】
- (5) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参与局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている=5点(10点) 優れている = 4点(8点)

普通 = 3点(6点) やや劣っている = 2点(4点)

劣っている = 1点(2点)

※()内は重点評価項目の得点

2 「3ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

認定等※	配点
認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)	1点
認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)	1.5点
認定段階3	2点
プラチナえるぼし認定企業	3点
行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	0.5点
旧くるみん認定	0.5点
新くるみん認定	1点
プラチナくるみん認定	1.5点
ユースエール認定	1.5点
上記に該当する認定等を有しない	0点

※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

別 表

評価項目	点数	評価基準					
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
1－(1)	5	5	4	3	2	1	
1－(2)	10	10	8	6	4	2	
2－(1)	10	10	8	6	4	2	
2－(2)	10	10	8	6	4	2	
2－(3)	10	10	8	6	4	2	
2－(4)	10	10	8	6	4	2	
2－(5)	5	5	4	3	2	1	
3	3	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。					
		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1.5点 ・認定段階3 = 2点 ・プラチナえるぼし認定企業 = 3点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.5点					
		○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・旧くるみん認定 = 0.5点 ・新くるみん認定 = 1点 ・プラチナくるみん認定 = 1.5点					
		○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 = 1.5点					
		○上記に該当する認定等を有しない = 0点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。					